

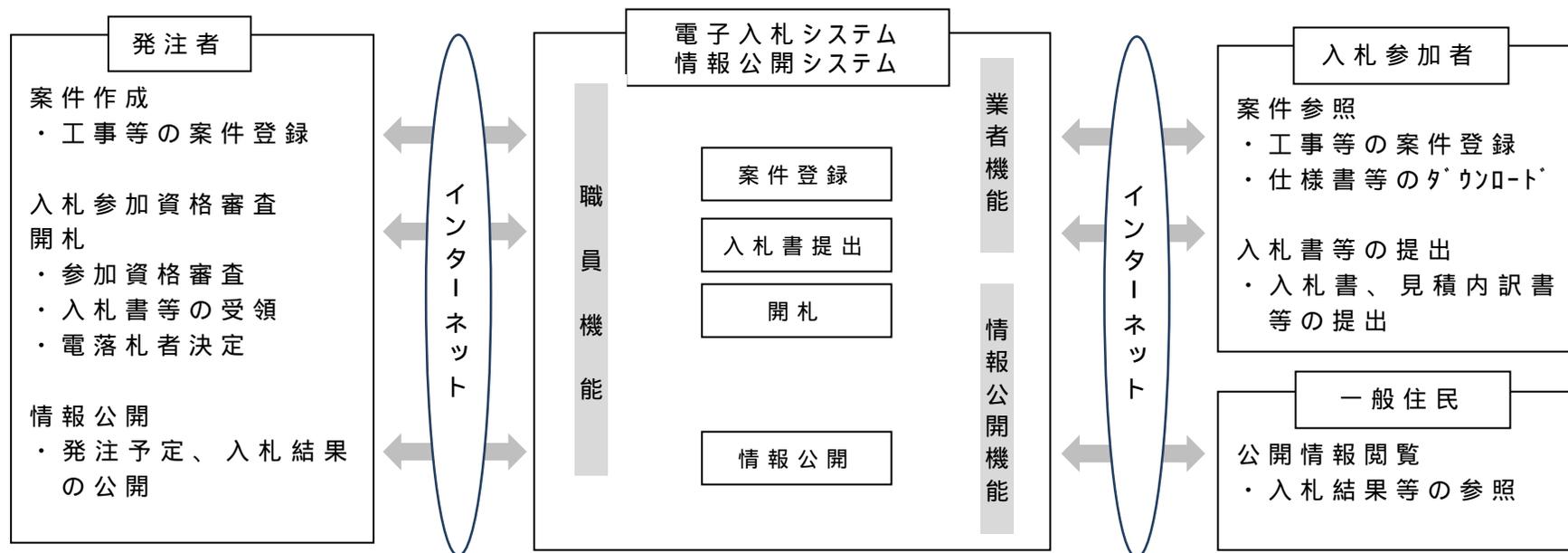
電子入札の導入について

平成30年2月
菰野町役場財務課

1. 電子入札制度とは

制度概要

電子入札は、従来の紙による入札情報（工事等の物件情報）の入手や入開札までの一連の行為と制度的に同じことを、手元のパソコンからインターネットを介して行います。これにより、場所や時間の制約が少なくなり入札書等の提出から入札参加者への落札決定の通知、入札結果の公表の業務が電子的に実現されます。



2 . 背景

- 平成13年 1月 e-japan 戦略の策定・・・(政府)
超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府の実現 など
- 平成13年 4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の公布
 - ・ 価格と品質が総合的に優れた公共調達の実現
 - ・ ダンピング受注の防止等の入札及び契約の一層の適正化に向けた取組
- 平成15年 8月 電子自治体推進指針(総務省)
重点項目 行政手続等のオンライン化の推進 - 電子申請・電子入札 など
- 平成20年12月 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(総務省通達)
電子入札の導入等の推進 など

3 . 電子入札導入の目的・効果

利便性の向上（移動コストなどの削減）

入札参加者においては、移動時間や待ち時間、移動経費減、郵便手続きが不要となり経費節減が可能となります。

業務の効率化・迅速化（行政サービスの向上）

入札の事務手続きや、入札結果・契約内容の公表に関する業務の効率化・迅速化が図ることができます。

透明性・競争性の促進（談合の抑止力）

電子入札システムにより幅広く工事等の入札情報を開示することで、透明性の確保と事業者の入札参加の機会が拡大され、競争性が促進されます。

公正な入札（談合の抑止力）

設計図書等の閲覧や、設計図書に関する質問・回答のやり取りを、各事業者が日常的に利用しているインターネットを介して簡便かつ適正に行うことで、入札参加者同士が顔を合わせる機会や職員と業者が接触する機会が減少するため、公正性を高めることができます。

4 . 電子入札の対象範囲

- 建設工事 予定価格が 1 3 0 万円以上の案件
- 測量・建設コンサルタント等 予定価格が 5 0 万円以上の案件
- 試掘及び除草等の一部業務委託 予定価格が 5 0 万円以上の案件

建設工事の一般競争入札で平成 3 0 年中に開札する案件については、郵便による入札も可とします。

5 . 電子入札導入に伴う入札制度の改正事項

- 入札公告については、電子入札システム及び財務課窓口で掲示
- 入札書については、電子入札専用の様式を使用
- 落札決定通知書はシステム上で発行

6 . 今後のスケジュール

- 3月中 実証実験
- 3月～6月 利用者登録
- 4月 契約管理システム、入札情報公開システム運用開始
- 7月 公告（指名通知）案件より実施

その他、電子入札関連情報等については、随時菰野町ホームページ入札契約情報に掲載します。